

公務員給与改定の勧告に当たって

人事院総裁談話（平成18年8月8日）

1 本日、人事院は、国会及び内閣に対し、公務員給与の改定を勧告しました。
本年は、官民給与の比較方法について見直しを行った上で公務員と民間企業従業員の給与を比較した結果、月例給と特別給の双方について、その水準がほぼ均衡していることから、給与水準の改定を行わないこととしました。

2 一方、昨年夏の勧告時において改革の全体像を示し、本年4月から取り組んでいる給与構造改革については、平成19年度から実施する措置として、広域異動手当の新設、俸給の特別調整額の定額化等を行うこととしました。
また、国全体として進められている少子化対策に対応して、3子目以降の扶養手当額の改善を、給与構造改革とあわせて行うこととしました。

3 本年の勧告においては、前述のとおり、民間準拠による公務員と民間企業従業員の給与の比較方法について、比較対象となる企業規模を100人以上から50人以上に改めるなどの見直しを行っています。

この比較方法の見直しは、官民給与の精確な比較を実現し、民間給与をより適正に公務の給与に反映させるために行ったものであり、昨年夏の勧告時に検討を行うことを表明し、その後の各方面の意見、要請等を踏まえて、学識経験者による研究会や各界有識者による給与懇話会を設置し、その意見を聴くとともに、各府省の人事当局や職員団体の意見も聴きながら慎重に検討を進めてきたものです。

また、本年の職種別民間給与実態調査は、調査対象企業の範囲を拡大して行いましたが、従来と同様、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、約9割と極めて高い調査完了率となり、100人未満の企業規模の事業所についても、調査の精確性を維持しながら、官民の給与比較の対象となる役職段階別の調査実人員を十分に確保することができました。

この結果、本年の官民比較は、公務と民間で同種・同等の業務を行っている者同士を比較するという民間準拠方式の下で、民間企業従業員の給与をより広く把握し反映させることができたものと考えています。

国家公務員の給与水準を据置きとした本年の勧告は、従来の比較方法によることとした場合と比べれば相対的にマイナスとなる点で、公務員にとっては厳しい内容の勧告と言えますが、公務員諸君においては、前述の趣旨を理解され、改めて、国民全体の奉仕者たる使命を銘記して、国民の公務に寄せる期待と要請に応えられるよう、一層職務に精励されることを望んでやみません。

- 4 公務員の給与を、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告により決定することは、国民の支持を得られる適正な給与水準を保障するほか、時代の変化に応じた適正な給与制度を実現するものであり、全国津々浦々で国民生活の維持・向上、生命・財産の安全確保等の職務に精励している職員の努力や実績に的確に報いるとともに、行政運営の安定に寄与するものと確信します。
- 5 公務は、国民生活を支える社会的基盤であり、多様で有為の人材を確保し、育成していくことが重要です。このため、時代の要請に対応した公務員人事管理の改革を進め、公務員が、高い専門性と市民感覚を備えた行政の専門家集団として、誇りと志をもって生き生きと公務に従事できる環境を整備していくことに、人事院として更に努力したいと考えています。

国民各位におかれては、行政各部においてそれぞれの職務を通じ、国民生活を支えている多くの公務員が在ることについて深いご理解を賜りたいと存じます。